いんふぉめ~しょん 景気は回復していますか?

HEL (06) 6383 - 2211

FAX (06) 6382 - 8190

http://www.suita-minsyou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp 吹田市川園町20 (06) 6383 - 2211 (06) 6382 - 8190

屋2時 毎週木 なんでも相談 •

消費税増税で 増税の対策は 「景気悪くなる」 が 74 %

「考えていない」と「わからない」で 74%も

いる様子が伝わってきます。した。集計結果を見ると、多くの会員の皆さんが戸惑ってんから消費税に関するアンケート調査にご協力いただきま2 月班会や税金問題研修会に参加された 19 名の会員さ2 月班会や税金問題研修会に参加された 19 名の会員さ

らない」が13名(74%)と混迷しています。いる」のは35名(18%)のみで、「考えていが続いています。アンケートでは、消費税対そして、この先、とのようにして、消費税対 税制であることが鮮明に表れています。しかありません。消費税増税が中小業者の営業を破壊する できる」のは26名、「一部転嫁できる」46名も入れても37% 4月からの消費税増税を控え、転嫁するか、据え置くか、 どのようにして生き残っていくの 「考えていない」 消費税対策を「考えて 価格に「転嫁 か模索 「わか

悩みを共有化し、 連帯して立ち向かおう

ことです。 薬などありません。 での自立と連帯を育むことです。逃げないで立ち向かいして、内に籠ることではなく悩みを共有化して、真の意 て相互に守り合うこと、 正面から考えている人も、 今、 大切なのは、 経営力を高めること、民商を大きくし そして、 しっかりと悩むことです。そして、政治を変える一員になる やり過ごして いる人も、 真の意味 ま

- 変わらない よくなっている8名 78 名 その他実感が ない 14 名 94
- 影響ない9名 よくなる3 名 **悪くなるい** 143

2

8

%に増税されたら経営

への影響は?

29 名

名

8 おからない 63 to 35 t %に備えた対策は考えて 名名 その他11々 おえていな いますか? ない 80

3

4 価格に転嫁できます か?

転嫁できない 5 65 名

(5)

わからない 43 名一部転嫁できる 46

考えられる景気対策は 質税 10 % 「 資金繰り支援 30 名 ない ではましや商店街振興 31 位 を社会保障の負担軽減 31 位 がを社会保障の負担軽減 31 の のののでは、 31 ののでは、 31 のの その他 96 19 名 名 2 名

消費税 10 %引上げに賛成ですか? どちらでもない 10 名

6

3 13 実行委員会が税務署交渉

います。 費税なくす会、 吹田労連、 25日には税務署交渉を行いました。 >会、吹田市職労、民商などの団体で構成されて新婦人、生健会、年金者組合、相川診療所、消重税反対全国統一行動吹田集会の実行委員会は

う。 て職場で研修はない。 を持っておられるのでご要望と言う形で伝えます」と回答 の実情を切々と語りました。対応した総務課長は「ご懸念 しました。日本国憲法の研修を求めた件については「改め ただくことを期待します。 消費税増税と社会保障後退では各団体の皆さんが其 」と回答しました。職員の皆さんが憲法を語り合って 仲間内での議論はいいことだと思

由を説明するべきだと思っている」③(「納税の猶予等のしている。」②(「提示」・「提出」を求める場合は)「理 場でのトラブルがなくなります 職員の皆さんがこの回答通りの仕事をしていただくと現 やっている。」と基本を押さえた真摯な回答がありました。 取扱要綱」の) している。」②(「提示」・「提出」を求める場合は) 税務行政では、 「周知徹底と言う点では研修などいろいろ ①「税務運営方針の理念をもって仕事を

置学習会」で詳しく報告します。 ぜひご参加ください

の滞納者の皆さん、 住民税や国保料滞納者の皆さん

税金を払うことができるかどうか。悩ましい問題です。確定申告の最終盤に入りました。申告書はできたもの ような人がいる人はこの学習会に参加して学んでくださいきます。滞納者は勿論、その可能性がある人、身近にその 実態をとらえる努力をしてきました。 田民商では、この問題を会内で考えるため1月に2回、 00分と25日夜7時3分から「納税緩和措置学習会」を開 2回学習会をもちました。2月班会でもアンケー 3月も24日昼 2時 トで \mathcal{O} 2 吹

差押の心配がなくなり、 延滞税加算軽減されます

です。 連絡ください。 この制度を学びます。 処分の執行停止」の制度があります。この日の学習会では、 納税緩和措置には「納税の猶予」「換価の猶予」 滞納のある方、 滞納のある方、 28日の税務署 日の税務署との相談会では、この制度を活用しま お渡しする資料があります。 可能性のある方は事前に事務局までご 滞納問題で最もよくないのが「放置」 「滞納

住民税や国保料の滞納者の方で、条件を満たせば「減免」

される方もいます。

きてください 事前相談会(24日昼、 は平成25年分の確定申告書の控えを忘れずに持って前相談会(24日昼、25日夜)や26日の市役所の相談